

パブリック・コメント手続後における
福岡市市民公益活動推進条例(素案)の主な修正概要

項目	修正箇所	概要
1 目的	本文	「自治会・町内会等の自治組織，NPO，ボランティアなど」は，「市民公益活動団体」の具体的な例示であり，結果として同じ意味の言葉を繰り返していることになるので，意味が小さい方の「自治会・町内会等の自治組織，NPO，ボランティアなど」は削除するもの。
2 定義	(2)「市民公益活動団体」とは	「自治組織」を表現する際，現行では，その具体的な例示である「自治会・町内会等の」を頭につけて意味がわかるようにしているが，新たに(3)として「自治組織」の定義を置き，その中で「自治会・町内会等の」例示を使用するもの。
	(6)「共働」とは	同じ意味の言葉が，何度となく重複して使われていることから，簡潔な表現に整理するもの。
	(7)「自治都市・福岡」とは	「自治都市・福岡」とは，こういった姿なのかが必ずしも明確でないため，市民が共通認識を持てるよう，新たに(7)として「自治都市・福岡」の定義を置くもの。(マスタープランの表現を参考に定義)
3 基本理念	全体	現行では，各号がそれぞれに理念というスタイルになっているが(「情報の提供・共有」や「自主性・主体性の尊重」など)，理念としては，あまりにも細かい表現になっているので，文章全体で市民公益活動を活性化するための理念が表現できるよう修正するもの。
	本文	「1 目的」の部分で，この条例が目指すのは，「市民公益活動の活性化を図り，もって共働によるまちづくりを推進する」と明示されており，「市民公益活動の活性化」と「共働によるまちづくり」を並列することは，「目的」の趣旨からも適当でないことから，「目的」を受けた各項目では，より直接的な目的である「市民公益活動の活性化」に表現を統一するもの。【以下の項目で同じ。】
	(3)	「自主性・自立性」を『8 市の責務』の部分の表現に合わせて，「自主性・主体性」に修正するもの。
	(3)	人格のない「市民公益活動」そのものには「自主性・主体性」はないので，「市民公益活動を行う者の自主性・主体性を相互に尊重する」に修正するもの。【8-(2)も同じ】

5 市民 公益活 動団体 の役割	(2)	「活動成果」について、市民の協力を得るという表現は 適当でなく、また、あえて「活動」を「内容と成果」に分 ける必要性がないことから、広く「活動」と表現するもの。
	(4)-ア 自 治組織	自治組織の役割は、「自律的経営を目標としながら、活 動を促進する」というよりも、「活動を促進し、一人ひと りの自治意識・意欲を高めることにより、自律的経営を目 指す」ことにあるので、その旨修正するもの。
	(4)-イ NPO・ ボランティア団体	「自主的・自発的に活動」という役割は、NPO・ボラン ティア団体に限った特性ではないことから、削除するもの。
6 事業 者の役 割	本 文	事業者の役割として、地域をはじめ、他の主体と連携・ 協力することが望まれていることから、その旨表現を加え るもの。
7 学校 の役割	本 文	学校が、教育活動を最優先にしながら、支障のない範囲 で市民公益活動の活性化を図るということをより明確にす るため、また、「専門的な知識や技術、教育や研究の成果な どを社会に還元し、また、施設の地域開放などを進めるな どして」という例示から「市民公益活動に参加する」とま では言い難いことから、「参加」を削除するもの。
8 市の 責務	(2)	よりわかりやすい表現とするため、「内容及び手続きにお ける公正性・透明性を確保しなければならない」に修正す るもの。

「市民公益活動推進条例(素案)」パブリック・コメント結果について(案)

意見総数 74 件(25 人)

全般(ご質問,ご要望等)

No	意見要旨	意見への対応と考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> 条例を作って終わりとするのではなく,市民が地域に誇りを持って暮らせるよう,具体的な行動に移すことが重要である。 	<p>ご意見のとおり,この条例を単なる理念条例にとどまらず,実効性のあるものとする ことが重要であると考えます。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> 条例の制定には反対。 	<p>この条例では,市民公益活動の活性化による共働のまちづくりの推進のための理念を条例という形で広く,明確に示すことにより,より多くの市民が活動に参加し,市民公益活動団体が活動しやすい環境づくりを行うとともに,市民や市民公益活動団体,事業者,学校,市が,お互いの役割と責任を認め合いながら,知恵や力をあわせて一緒にまちづくりを推進することを目指しています。</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> 条例は,どう作られ,どう運用され,誰が何のためにつくるものか。 	
4	<ul style="list-style-type: none"> 条例で何がどう変わるのかよくわからない。 	
5	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法第2条にあるように,市民の日常生活に関しては,直接,自治体のなすべきことであるのに,それを住民に条例で規制して押しつけるなど,とんでもないことである。市の赤字べらしのため,市民に自治体の仕事を次々に負わせていけば,地方公共団体の存在意義はなくなるのではないか。誰もボランティアをしたいと思っているが,それは,あくまで自発的,意志的志願の気持ちからであって,条例で押しつけられるものではない。学校という教育の場にそれを押し込んでいくなどもってのほかである。教育の場で育てられるべきボランティア精神の発芽をつみとる最悪の考え方だと言わざるをえない。 	
6	<ul style="list-style-type: none"> 自治協議会への補助金と,この条例により,行政が住民をいのように手玉にとろうとしているのでは。 	

「1 目的」

No	意見要旨	意見への対応と考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> 「自治都市・福岡」とは何か。補足が必要。 	<p>原案修正</p> <p>「自治都市・福岡」については、『福岡市新・基本計画(平成 15 年 3 月策定)』において、新しい福岡づくりの基本方向として位置づけられている言葉ですが、ご意見の趣旨を踏まえ、「2 定義」の部分で、用語の定義をします。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> 「自治都市・福岡」が、何を言わんとするのかよくわからない。 	
3	<ul style="list-style-type: none"> 「自治都市・福岡」が何なのかがよくわからない。 	
4	<ul style="list-style-type: none"> 「自治都市・福岡」という言葉は、イメージ的には何となくわかるが、具体的に定義してわかるようにすべきでは。 	
5	<ul style="list-style-type: none"> 「自治都市・福岡」は、キャッチフレーズのような印象を受けるので、定義の部分できちんと説明しなければ、わからないのでは。 	
6	<ul style="list-style-type: none"> 「市民公益活動の活性化」と「共働によるまちづくりの推進」の関係が、ここでは「もって」で段階的になっているのに、あとの部分では、この2つが「及び」で並列的になっている。どちらかに統一すべきではないか。 	<p>原案修正</p> <p>「1 目的」の部分で、この条例で目指すのは、「市民公益活動の活性化を図ることにより、共働によるまちづくりを推進することにある」ということが明示されていますので、それを受けた各部分の表現につきましては、より直接的な目的である「市民公益活動の活性化」に統一します。</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> 他の部分では、「市民公益活動の活性化及び共働によるまちづくり」という簡潔な表現になっているので、ここでもそうすべきでは。 	
8	<ul style="list-style-type: none"> 「市民公益活動を活性化することにより、共働によるまちづくりを推進する」ことがこの条例の目的なのか。それとも、「市民公益活動の活性化」と「共働によるまちづくりの推進」の両方がこの条例の目的なのか。 	
9	<ul style="list-style-type: none"> 「市民一人ひとりの自治に係る意識、意欲を高める」と「市民公益活動の活性化を相互に図る」が横並びになっているが、本来なら、意識、意欲を高めた結果として、市民公益活動の活性化につながるのではないか。 	<p>原案どおり</p> <p>「市民公益活動の活性化」が図られることにより、「市民一人ひとりの自治に係る意識、意欲を高める」場合も考えられることから、原案のとおりとします。</p>

10	<ul style="list-style-type: none"> 「自治会・町内会等の自治組織，NPO，ボランティアなど」と「市民公益活動団体」とは，同じ意味だと思うが，表現をそろえた方がいいのでは。 	<p>原案修正</p> <p>同じ趣旨の言葉を整理し，よりわかりやすい表現とするため，「市民公益活動団体」の具体的な例示である「自治会・町内会等の自治組織，NPO，ボランティアなど」については，削除します。</p>
11	<ul style="list-style-type: none"> 「自治会・町内会等の自治組織，NPO，ボランティアなど」という言葉が，文章の途中にあるのは，わかりづらいので，先にもってくるべきでは。 	
12	<ul style="list-style-type: none"> 市民公益活動推進条例の意義は，広く市民活動を進めるためのものと解するが，具体的に，それぞれの団体の活動を見てみると，目的や役割がかなり異なる。自治組織の自治活動と，NPOやボランティアの活動では，目的も活動状況も異なり，1つの条例で同じレベルで取り扱うのは無理があるのではないか。 	<p>原案どおり</p> <p>自治組織もNPOやボランティアも，よりよい地域づくりに向けて市民公益活動を行っている主体であり，また，共働によるまちづくりの主体として欠かせない存在であると考えます。これらの役割は，「5 市民公益活動団体の役割」で特記しています。</p>

「 2 定義」

No	意見要旨	意見への対応と考え方
(1) 「市民公益活動」とは、		
1	<ul style="list-style-type: none"> イについて、私たちの生活の全てが政治上のことではないか。何もするなと聞こえる。 	<p>原案どおり</p> <p>ここは、「政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対するもの」については、政治活動の自由を尊重する観点から、その管理監督については、行政の介入を極力避けるため、特に慎重な配慮が要請され、市民公益活動一般を対象とするこの条例の対象とするのはふさわしくないという趣旨であり、NPO法に準じた表現としています。</p>
(4) 「事業者」とは、・・・について		
2	<ul style="list-style-type: none"> 「事業者」には、社会福祉法人や宗教法人は、該当しないのか。しないとすれば、これらの団体は、この条例の中でどういう位置づけになるのか。 	<p>社団法人、財団法人、社会福祉法人、宗教法人などの公益法人についても、市民公益活動を継続的に行なうものについては、「市民公益活動団体」に該当すると考えますが、市民公益活動を継続的に行わないものについては、「事業者」に該当すると考えます。</p>
(5) 「共働」とは、・・・について		
3	<ul style="list-style-type: none"> 「お互いの役割を認め合い」、「相互関係」、「パートナーシップ」、「力を合わせ」、「共に努力して取り組み」など、同趣旨の言葉が並んでいて、くどい印象を受ける。 	<p>原案修正</p> <p>ご意見の趣旨を踏まえ、同じ意味の言葉は整理するとともに、できるだけわかりやすく、簡潔な表現に修正します。</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> 同じような意味の言葉が羅列されているので、もっと簡潔にすべきである。 	
5	<ul style="list-style-type: none"> 同じ意味の文言が繰り返されており、整理が必要では。 	
6	<ul style="list-style-type: none"> 「相互関係」と「パートナーシップ」は、同じ意味ではないか。 	
7	<ul style="list-style-type: none"> 「共働」とは、「知恵や力を合わせて、共に働く」という言葉に集約されるのでは。 	
8	<ul style="list-style-type: none"> 「資源を活かす」の意味が理解できない。あえて必要なのか。 	
9	<ul style="list-style-type: none"> 一般的には、「協働」という言葉を使うと思うが、「共働」と「協働」の違いは何か。 	
10	<ul style="list-style-type: none"> 共働とはどういう意味か。市が行政と市民の為に条例を制定する予定ならば、共に働く共働ではなく、協力をしていたら、市民や行政などあらゆる主体が、お互い 	<p>原案どおり</p> <p>「共働」については、『福岡市新・基本計画(平成 15 年 3 月策定)』において、これまでの「協力して働く(=協働)」という関係から、市民や行政などあらゆる主体が、お互い</p>

	<p>き働く協働ではないか。ましてや、ひらがなのきをつけると共働きとなってしまう、市民と行政の為のまちづくり推進とは到底思えるものではない。是非、福岡市には市民と行政が何事においても協力している街だという印象を他に認識もらい、良識ある街づくりを目指して欲しい。</p>	<p>の役割と責任を認め合い、相互関係を深めながら「共に働く・行動する」、新しい関係を築いていくという意味を込めて使われている言葉です。</p> <p>これを受け、この条例(素案)でも「共働」を使っています。</p>
その他		
11	<ul style="list-style-type: none"> 「自治組織」について、きちんと説明が必要なのでは。 	<p>原案修正</p> <p>ご意見の趣旨を踏まえ、「2 定義」の部分で、用語の定義をします。</p>
12	<ul style="list-style-type: none"> 市は、自治協議会の設立を促進しているにもかかわらず、なぜ、自治会・町内会しか自治組織と呼ばせないのか。 	<p>原案どおり</p> <p>「自治協議会」の設立は、市が地域に提案したのですが、組織の構成や名称の決定を始め、運営に関することは校区が主体的に行うものであることから、条例で位置づけることは適当でないと考えます。</p>
13	<ul style="list-style-type: none"> 自治協議会についても、この条例での位置づけが必要ではないか。 	<p>原案どおり</p> <p>「自治協議会」の設立は、市が地域に提案したのですが、組織の構成や名称の決定を始め、運営に関することは校区が主体的に行うものであることから、条例で位置づけることは適当でないと考えます。</p>

「3 基本理念」

No	意見要旨	意見への対応と考え方
全 般		
1	・ (1)から(4)までが、それぞれに独立した理念というスタイルになっているが、本来は、文章全体で広く理念を表すべき。	原案修正 ご意見の趣旨を踏まえ、(1)～(4)が個々に理念であるという表現を改めます。
2	・ 一つ一つの個別の理念に基づいてまちづくりをするのではなく、まちづくりを進めるうえで、なくてはならない大きく、そして大切なものが理念であると思うが。	
3	・ 「自治都市・福岡」を築くための理念が、情報の提供・共有、立場や役割の理解・・・ではあまりにもスケールが小さすぎるのでは。	
4	・ 『1 目的』の部分の表現と重複する部分があるので工夫すべき。	原案修正 ご意見の趣旨を踏まえ、『1 目的』の部分と重複する表現を整理します。
5	・ 「自治都市・福岡」は、『1 目的』の部分でも使っているので、ここでまた使うのは、くどいような気がする。あえてここで使う必要性はないのでは。	
6	・ 「自主性」、「自立性」、「主体性」、「自主的」、「主体的」、「自発的」の使い分けはきちんとされているか。	原案修正 (3)において、「自主性・自立性」を「自主性・主体性」に修正します。
(3)について		
7	・ 「活動の自主性・自立性を尊重する」という表現は、正しい言葉使いか。	原案修正 「市民公益活動の有する自主性・主体性を尊重する」に修正します。
(4)について		
8	・ 唐突に文章が始まっているという感じがする。冒頭に「それぞれの活動に」を挿入してはどうか。	原案修正 ご意見の趣旨を踏まえ、文頭に「それぞれの活動に」を加えます。

「4 市民の役割」

No	意見要旨	意見への対応と考え方
全 般		
1	<ul style="list-style-type: none"> 「…するよう努める」とある部分は「…するものとする」とすべきである。相互に参画するのであれば、ゆるめる表現にするのは市民に対して失礼ではないか。 	<p>原案どおり</p> <p>「市民公益活動」は、市民が自らの責任に基づき、自主的・自発的に行うものです。したがって、条例で参加・協力を強制することはできないと考えますので、原案どおりとします。</p>
その他		
2	<ul style="list-style-type: none"> (3)として、「市民による市民公益活動団体及び市の監視」義務を入れるべきである。市民公益活動団体といえ、支援・委託を受けて業務を行い、また審議会を置き、調査等予定されている。市民は利益を受けるならば、間接的に義務を負うべきと思う。 	<p>原案どおり</p> <p>「市民公益活動」は、市民が自らの責任に基づき、自主的・自発的に行うものです。したがって、その活動内容に関して市民が監視義務を負うのは適当でないと考えます。また、市が市民公益活動団体に支援等する場合は、法令、基準等に従って適正に行うこととなり、その内容等は情報公開制度の範囲内で公表されますので、この条例で市民が監視義務を負うのは適当でないと考えます。</p>

「 5 市民公益活動団体の役割」

No	意見要旨	意見への対応と考え方
全 般		
1	<ul style="list-style-type: none"> 「…するよう努める」とある部分は「…するもの」とすべきである。相互に参画するものであるならば、相応の表現がふさわしいと思う。 	<p>原案どおり</p> <p>「市民公益活動」は、市民が自らの責任に基づき、自主的・自発的に行うものです。したがって、条例で活動の内容を強制するようなことはできないと考えますので、原案どおりとします。</p>
(2)について		
2	<ul style="list-style-type: none"> 「活動成果」について、市民の協力を求めるというのは、おかしいのでは。 	<p>原案修正</p> <p>ご意見のとおり、「活動成果」に協力を得るという表現は適切ではなく、また、「活動成果」は、「活動」の一つとして捉えることができますので、「活動成果」を削除します。</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> 何について、「公正性・透明性の確保に努める」のかが不明確。「活動内容や活動成果」でないことは確かであるが。 	<p>原案修正</p> <p>「公正性・透明性の確保」は、活動に当たって留意すべき事項であると考えますので、その旨文言を修正します。</p>
(4)について		
4	<ul style="list-style-type: none"> ア、イとも、役割と課題が峻別されていない。 	<p>原案修正</p> <p>ご意見の趣旨を踏まえ、役割と課題の峻別に留意しながら、文言を整理します。</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> 自治組織の役割としては、住民の自治意識・意欲を高めるという役割が最も重要ではないのか。 	<p>原案修正</p> <p>自治組織の役割として、「住民の自治意識・意欲を高める」を加えます。</p>
6	<ul style="list-style-type: none"> イについて、「自主的・自発的に活動する」のは、NPO・ボランティア団体に限った役割ではないのでは。 	<p>原案修正</p> <p>ご意見の趣旨を踏まえ、「自主的・自発的に活動する」を削除します。</p>
その他		
7	<ul style="list-style-type: none"> 市民公益活動団体も自発的行為であれ責任を伴うので、「公益性」に対する責務を明言化してもらいたい。 	<p>原案どおり</p> <p>「市民公益活動」は、市民が自らの責任に基づき、自主的・自発的に行うものです。したがって、市民公益活動団体が「公益性」に対する責務を有するとまでは言い難いと考えます。</p>
8	<ul style="list-style-type: none"> 団体構成員の意識の向上も義務としてあるのでは。 	<p>原案どおり</p> <p>団体の役割を果たすことで、おのずとその構成員の意識も向上すると考えられます。また、それを義務とすることは、活動の自主性・主体性から、ふさわしくないと考えます。</p>

「6 事業者の役割」

No	意見要旨	意見への対応と考え方
(2)について		
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営利活動を行う「事業者」の役割・位置づけが不明確のような気がする。事業者が主体的に共働によるまちづくりの推進に関わるのであれば、少し具体的（例示的な）な記述が必要ではないか。「市民公益活動に対する財政的支援を通して」とか「社員の市民公益活動への参加協力を通して」とか。「事業者」については、主体として係わるべきという方向性はあっても、具体的記述が難しいといった側面があることは理解できるが。 	<p>原案修正</p> <p>ご意見の趣旨を踏まえ、事業者が地域社会の一員として積極的に市民公益活動の活性化を推進していくことのできるよう、表現を修正します。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民公益活動団体や学校などの役割と比べると、いまいち弱い感じがする。もう少し踏み込んだ内容にしてもいいのでは。 	
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「共働によるまちづくり」だけに限らず、市民公益活動を支援する役割も負うべきでは。 	

「 7 学校の役割」

No	意見要旨	意見への対応と考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本来の活動に支障のない範囲で、教育や研究成果の社会還元あるいは、施設の地域開放を進めるということが、= 市民公益活動への参加ということになるのか疑問である。学校教育の支障にならない範囲ということを前提にしているのであれば、協力だけでも十分だという感じがするが。 	<p>原案修正</p> <p>学校が、教育活動を最優先にしながら、支障のない範囲で市民公益活動の活性化を推進するというをより明確にするため、また、「専門的な知識や技術、教育や研究の成果などを社会に還元し、また、施設の地域開放などを進めるなどして」という例示から「市民公益活動に参加する」とまでは言い難いことから、「参加」は削除します。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校が地域にとって欠かせない存在であるということは理解できるが、地域の活動に参加することまで求めるのは無理があるのでは。学校は子供の教育が最優先されるべきで、参加する余裕もないのが実情だと思われる。あくまでも協力という立場での役割で十分では。 	<p>学校は教育を施す場でありますが、学内にとどまらず、地域と連携・協力することが、学校にとっても、また、地域にとっても大切であると考えます。</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本来、学校とは何か。地域における学校とは。 	<p>学校は教育を施す場でありますが、学内にとどまらず、地域と連携・協力することが、学校にとっても、また、地域にとっても大切であると考えます。</p>

「 8 市の責務」

No	意見要旨	意見への対応と考え方
(2)について		
1	<ul style="list-style-type: none"> 「内容及び手続について、公正さと透明性の高いものでなければならない」とあるが、意味が通らないのでは。「内容及び手続における公正性・透明性を確保しなければならない」とでもした方が断然わかりやすいが。 	<p>原案修正</p> <p>よりわかりやすい表現とするため、「内容及び手続における公正性・透明性を確保しなければならない」に修正します。</p>
(2) , (3)について		
2	<ul style="list-style-type: none"> (2) , (3)については、「責務」と言うよりは、「情報の提供等」以下と同じような具体的な施策になると思うので、切り離れた方がよいのでは。 	<p>原案どおり</p> <p>(2) , (3)は、(1)でいう「必要な施策」の性質を言っているのであって、「情報の提供等」以下の具体的な施策とは異なることから、原案どおりとします。</p>
その他		
3	<ul style="list-style-type: none"> 市民、市民公益活動団体、事業者等の間にトラブル等が生じた場合について、市が中立的立場から斡旋を行うなどの規定を置いてはどうか。 	<p>原案どおり</p> <p>トラブル等が生じた場合、個別の事情に即して、市が当事者から相談等を受けることは考えられますが、制度的に市が斡旋することは、「市は、市民公益活動の自主性・主体性を尊重しなければならない」という立場からも、適当でないと考えます。</p>

「 9 市の施策」

No	意見要旨	意見への対応と考え方
(2) 学習機会の提供 について		
1	・ 行政の考え方を一方的に押しつけることのないようにすべき。	市民のニーズに合った内容にすべきと考えます。
(3) 人材の育成 について		
2	・ 市民だけでなく、市職員も学習する必要がある。	ご意見のとおりと考えます。
3	・ まちづくりに当たっては、いろんな団体をいろんな課題でコーディネートできる人材を育成することが急務である。	ご意見のとおりと考えます。
(4) 拠点機能の充実 について		
4	・ 施設の充実という理由で新たな施設を作るのは財政難な折、慎むべきである。削除すべきでは。	原案どおり 「拠点機能の充実」とは、ハード面というよりもソフト面で施設機能の充実を図るという趣旨であり、これを根拠に直ちに施設を作るということではありません。
5	・ NPOセンターは各区に設置すべきである。	施策の具体的な内容については、個別に検討されるべきことと思います。
(5) 市民公益活動に対する財政的支援 について		
6	・ 財政的支援は、「することができる」ではなく、「しなければならない」とするのが、市の役目だと思うが。	原案どおり
7	・ お金の関係が続くことによって、市が自治活動に干渉する結果となるのでは。	市民公益活動団体の自立を促進し、市民公益活動の活性化を推進するうえで、一定の財政的支援は必要であると考えます。支援に当たっては、一律かつ永続的に行うのではなく、活動状況に照らし、必要な部分についてのみ行われるべきと考えます。
8	・ 地域にお金を出すということでは、いつまで経っても、共働という関係にはならないと思われるが、この項目は必要なのか。	
(6) 市民公益活動団体の特性の活用 について		
9	・ 言葉だけでなく、実行に移すことが重要である。	
10	・ NPOに任せることができる事は、どんどん任せてほしい。それこそが、この条例が目指す姿と一致するのではないか。ぜひ、実現して欲しい。	市民公益活動団体の特性を活かすことにより、市民公益活動の活性化を推進することのできる分野については、法令の範囲内で、業務委託等を進めていくことが重要であると考えます。
11	・ 地域にある市の施設は、すべて地域に任せるくらいの思い切った改革が必要では。	

「10 附属機関の設置」

No	意見要旨	意見への対応と考え方
1	・ お飾り的な機関とならないよう、意味のあるものとすべき。そういったことを盛り込むべきでは。	原案どおり 審議会は、「必要な事項を調査審議する」権能を有することとなりますので、原案どおりで問題はないと考えます。
2	・ 公募の市民を是非入れるべき。	委員選任に当たっては、市民各層の意見が反映できるよう考慮すべきものと考えます。
3	・ 学生も委員になることができるよう希望する。	

その他

No	意見要旨	意見への対応と考え方
1	・ なによりも「公益」とはどういうことか。	不特定多数の者の利益をはじめとする、広く社会一般の利益を意味するものと考えます。
2	・ 市民の責務、市民公益活動団体の責務を入れるべき。	原案どおり 「市民公益活動」は、市民が自らの責任に基づき、自主的・自発的に行うものです。したがって、条例で市民や市民公益活動団体に責務を負わせるのは適当でないと考えます。